（法第三十条の七の届出）

**第二十八条の六**　施設等利用給付認定保護者は、毎年、次項に定める事項を記載した届書（当該施設等利用給付認定子どもが法第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する場合に限る。）及び第三項に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときその他施設等利用給付認定保護者に対する施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に支障がないと認めるときは、当該書類を省略させることができる。

2　法第三十条の七に規定する内閣府令で定める事項は、第一条の五各号に掲げる事由の状況又は当該施設等利用給付認定保護者（法第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもに係る者に限る。）の属する世帯の所得の状況とする。

3　法第三十条の七に規定する内閣府令で定める書類は、第二十八条の三第二項の書類とする。

（法第三十条の八第一項に規定する内閣府令で定める事項）

**第二十八条の七**　法第三十条の八第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　該当する法第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二　施設等利用給付認定の有効期間

（施設等利用給付認定の変更の認定の申請）

**第二十八条の八**　法第三十条の八第一項の規定により施設等利用給付認定の変更の認定を申請しようとする施設等利用給付認定保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一　当該申請を行う施設等利用給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）

二　当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び施設等利用給付認定保護者との続柄

三　第一条の五各号に掲げる事由の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由

四　その者の属する世帯の所得の状況（法第三十条の四第一号に掲げる小学校就学前子どもから同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分への変更に係る申請に限る。）

五　その他必要な事項

2　前項の申請書には、前項第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（市町村の職権により支給認定の変更の認定を行う場合の手続）

**第二十八条の九**　市町村は、法第三十条の八第四項の規定により施設等利用給付認定の変更の認定を行おうとするときは、その旨を書面により施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

（準用）

**第二十八条の十**　第二十八条の三第三項及び第四項の規定は、法第三十条の八第二項又は第四項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］